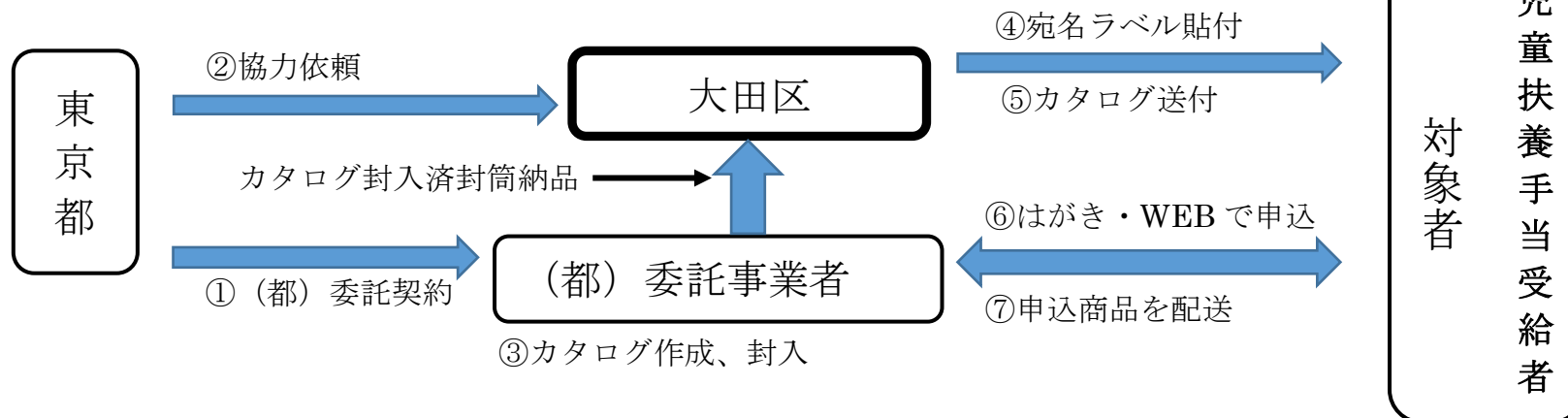


（東京都事業）新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業について

<目的> 新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品等を提供する。

<対象者> 令和2年6月分の児童扶養手当の支給がある方（児童扶養手当受給者）
※令和2年7月31日までの間に新たに児童扶養手当を受けることとなった方も対象とする。）

<都事業内容> 対象者に食料品等の生活必需品を提供するためのカタログギフトを送付
対象者からの申し込みにより希望の食料品等を配送する
対象者への申し込み書類等の送付事務等を区市町村に協力依頼する



<実施時期> (都)委託事業者から区へのカタログ（封入封緘済）納品は7月中旬予定
その後、大田区から対象者の方に送付をする（8月送付予定）

<都から区への依頼事務内容>

- ① 対象者抽出 ②対象者へのカタログ送付 ③都が附番する対象者ごとの識別番号管理
- ④対象者からの不着・紛失に関する問合せ対応 ⑤広報周知

<事務費費用負担について> 区から対象者あてに送料する際の送料は都が負担する。